

鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業継続に係る経済的な負担軽減を図るため、電気料金の高騰の影響を受けた市内事業者に対し、予算の範囲内において鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業収入額 確定申告書等の収入金額等の事業欄に記載される金額をいう。
- (2) 契約電力 電気を使用する者が小売電気事業者等との契約上使用できる最大電力をいう。
- (3) 業務委託契約等収入 令和4年11月30日以前から雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に電気を使用する事業所又は事務所等を有する別表第1に掲げるいずれかの事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年11月30日以前から市内で事業を行い、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 法人にあっては本市に法人住民税の納税義務があること、個人事業者にあっては令和元年から令和4年までのいずれかの年の事業収入額が120万円以上であり、かつ、当該個人事業者の当該年間収入金額の50パーセント以上を占めていること。
- (3) 市税（市外に住民登録がある個人事業者については、当該市区町村における市区町村税）の滞納がないこと。
- (4) 鹿屋市障がい福祉施設物価高騰対策支援事業実施要綱（令和4年鹿屋市告示第 号）、鹿屋市保育所等物価高騰対策支援事業実施要綱（令和4年鹿屋市告

示第 号) 又は鹿屋市介護施設物価高騰対策支援事業実施要綱 (令和 4 年鹿屋市告示第 号) による支援金の交付対象者ではないこと。

(5) 政治活動又は宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者でないこと。

(7) 鹿屋市暴力団排除条例 (平成24年鹿屋市条例第19号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第 2 号に該当しない場合において、別表第 2 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる要件に該当するときは、同号の規定に該当するものとみなす。

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、別表第 3 の左欄に掲げる契約電力 (小売電気事業者等との契約が 2 以上あるときは、いずれか 1 の契約の契約電力による。) の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条第 1 項の公の施設に係る契約電力は除く。

(交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金交付申請書兼請求書 (別記第 1 号様式) に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書 (別記第 2 号様式)

(2) 確定申告書等の写し

(3) 契約電力が電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成 9 年通商産業省令第52号) 第 2 条第 1 項第 1 号の高圧又は同項第 2 号の特別高圧である者については、直近の電気料金等請求書兼領収証等契約電力を確認できる書類の写し

(4) 市外に住民登録がある個人事業者については、当該市区町村における市区町村税の滞納がないことを証明する書類

(5) 個人事業者については、本人確認書類の写し

(6) 支援金の振込先口座の預金通帳等に係る金融機関名、支店名、口座番号及び

口座名義人が記載されている部分の写し（申請者本人名義の口座に限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1 交付対象者につき 1 回限りとする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第 6 条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めたときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の審査の結果、支援金を交付しないことが適当であると認めるときは、鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金不交付決定通知書（別記第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までにこの要綱の規定によりなされた交付申請に係る支援金の取扱いについては、同日後も、なおこの要綱の定めるところによる。

別表第1（第3条関係）

- 1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- 2 会社法（平成17年法律第86号）の定めるところにより設立された株式会社等
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより設立された社会福祉法人
- 4 医療法（昭和23年法律第205号）の定めるところにより設立された医療法人
- 5 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の定めるところにより設立された特定非営利活動法人
- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の定めるところにより設立された一般社団法人又は一般財団法人
- 7 私立学校法（昭和24年法律第270号）の定めるところにより設立された学校法人
- 8 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の定めるところにより設立された農業協同組合等
- 9 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の定めるところにより設立された漁業協同組合等
- 10 森林組合法（昭和53年法律第36号）の定めるところにより設立された森林組合等
- 11 民法（明治29年法律第89号）の定めるところにより設立された組合
- 12 商法（明治32年法律第48号）の定めるところにより設立された匿名組合
- 13 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）の定めるところにより設立された有限責任事業組合
- 14 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）の定めるところにより設立された投資事業有限責任組合
- 15 土地改良法（昭和24年法律第195号）の定めるところにより設立された土地改良区及び土地改良区連合
- 16 その他市長が認める者

別表第2（第3条関係）

区分	要件
<p>不動産貸付けを事業として行っている個人事業者の場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 独立した事業用家屋にあつては5棟以上、住宅用家屋にあつては10棟以上、アパート又は貸室にあつては10室以上を業として貸し付けていること。 2 令和元年から令和4年までのいずれかの年の事業収入額と確定申告書等の収入金額等の不動産欄の額の合計が120万円以上であり、かつ、当該個人事業者の当該年間収入金額の50パーセント以上を占めていること。 3 確定申告書その他添付書類から不動産貸付けを事業として行っていることが確認できること。
<p>主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務委託契約等収入を主たる収入として雑所得・給与所得で確定申告をしていること。 2 令和元年から令和4年までのいずれかの年の事業収入額と業務委託契約等収入の額の合計が120万円以上であり、かつ、当該個人事業者の当該年間収入金額の50パーセント以上を占めていること。 3 第5条第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類のいずれかにより業務委託契約等収入を得ていることが確認できること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書の写し等 (2) 鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金業務委託契約等契約申立書（別記第5号様式）
<p>令和3年以後に開業した事業者の場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 売上げが発生した月から同年12月までの月ごとの売上額の平均が10万円以上であること。 2 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類により開業したことが確認できること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人 履歴事項全部証明書 (2) 個人事業者 開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書

別表第3（第4条関係）

契約電力	交付額
低圧	2万円
高圧（500キロワット未満）	10万円
高圧（500キロワット以上）	15万円
特別高圧	50万円

別記

第1号様式（第5条関係）

鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

鹿屋市長 様

(申請者)

郵便番号	〒	—
住所		
法人名(屋号)		
法人番号		
代表者名	印	
連絡先	()	—

注1 法人番号は、申請者が法人の場合のみ記入してください。
2 連絡先は、連絡の取りやすい電話番号を記入してください。

鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金の交付を受けたいので、鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金交付要綱第5条第1項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請及び請求します。

記

1 契約電力情報

電気の供給方法	<input type="checkbox"/> 低圧 <input type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 特別高圧	契約電力	k W
電力の主な使用場所 (鹿屋市内)	住所		
	建物等の用途		

注1 契約電力は、電気の供給方法が低圧の場合は記入不要です。
2 電力の主な使用場所は、申請者住所と同じ場合は記入不要です。

2 支援金の申請額

申請額		000円
-----	--	------

注 別表「電気料金高騰対策一時支援金の額」の電気の供給方法及び契約電力に応じた交付金額を記入してください。

3 振込口座

金融機関名			支店等名				
預金種別	1 普通	2 当座	口座番号 (右詰めで記入)				
フリガナ							
口座名義							

注 申請者名義の口座を記入してください。

※市使用欄

--	--	--

第 1 号様式別表

電気料金高騰対策一時支援金の額

電気の供給方法	契約電力	交付金額
低圧電力	—	20,000円
高圧電力（小口）	500 k W未満	100,000円
高圧電力（大口）	500 k W以上	150,000円
特別高圧	2,000 k W以上	500,000円

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

誓 約 書

私（当社又は当団体。以下同じ。）は、鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金（以下「支援金」という。）の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 支援金の交付要件を満たしています。また、これまでに当該支援金の交付を受けていません。
- 2 令和4年11月30日以前から鹿屋市内で事業を行い、引き続き鹿屋市内で事業を継続する意思があります。
- 3 申請内容について虚偽が判明した場合には、支援金の交付の取消し、返還等に異議なく応じます。
- 4 鹿屋市から検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 支援金の支払については、口座振替により受領します。
- 6 支援金に関する審査の範囲内において、鹿屋市における私の税情報に関する照会及び調査に同意します。
- 7 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - (5) 暴力団（員）に経済上に利益及び便宜を供与している者
 - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

住 所
法 人 名
(法人のみ)
代 表 者 名

印
(署名又は記名押印)

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金については、鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金については、鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金交付要綱第6条第3項の規定により下記のとおり交付しないことと決定したので通知します。

記

理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第3条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者
住所
氏名 印

契約者
所在地又は住所
会社名
代表者名 印

鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金業務委託契約等契約申立書

（契約者の会社名及び代表者名）とその被雇用者ではない（申請者の氏名）は、鹿屋市電気料金高騰対策一時支援金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について 年1月1日から 年12月31日までの間にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ申請者に対し、報酬等の支払が行われたことを申し立てます。

1 業務委託契約等の名称及び内容

- (1) 名称
- (2) 内容

2 業務委託契約等の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 業務委託契約等の報酬等の支払額

円

注1 本申立書において契約者とは、業務委託契約等の契約当事者のうち申請者ではない者をいう。

2 本申立書の提出に当たり、申請者及び契約者は、署名又は記名押印を行うものとする。